

市町村コード	法人村民税領収証書		
133078			
東京都			
檜原村			
口座番号	口座番号	加入者	管 理 番 号
00150-0-960183	00150-0-960183	檜原村役場	00150-0-960183
所在地及び法人名			
年度	※処理事項	管 理 番 号	管 理 番 号
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間	申 告 区 分		
法人税割額	01	法人税割額	01
均等割額	02	均等割額	02
延滞金額	03	延滞金額	03
	04		04
合 計 額	05	合 計 額	05
納 期 限	領 口	領 口	領 口
日 計	付 印	付 印	付 印
上記のとおり添付します。 (金融機関保管)			

市町村コード	法人村民税領収証書		
133078			
東京都			
檜原村			
口座番号	加入者	管 理 番 号	管 理 番 号
00150-0-960183	檜原村役場		
所在地及び法人名			
年度	※処理事項	管 理 番 号	管 理 番 号
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間	申 告 区 分		
法人税割額	01	法人税割額	01
均等割額	02	均等割額	02
延滞金額	03	延滞金額	03
	04		04
合 計 額	05	合 計 額	05
納 期 限	領 口	領 口	領 口
日 計	付 印	付 印	付 印
上記のとおり添付しました。 上記のとおり通知します。 (檜原村保管)			

市町村コード	法人村民税領収証書		
133078			
東京都			
檜原村			
口座番号	加入者	管 理 番 号	管 理 番 号
00150-0-960183	檜原村役場		
所在地及び法人名			
年度	※処理事項	管 理 番 号	管 理 番 号
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間	申 告 区 分		
法人税割額	01	法人税割額	01
均等割額	02	均等割額	02
延滞金額	03	延滞金額	03
	04		04
合 計 額	05	合 計 額	05
納 期 限	領 口	領 口	領 口
日 計	付 印	付 印	付 印
上記のとおり添付します。 (金融機関保管)			

上記のとおり領収しました。
檜原村長 吉本 第二
(捺税者保管)



納付場所

納付書の記載について

- 「税額」欄の法人税割額、均等割額をそれぞれに区分して税額を記載してください。
- 税金を納期限までに納めなかつた場合
納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額又は金額を切り捨てる。）に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過するまでの日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」といいう。）中においては、年14.6%の割合にあたつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあたつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。
また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徵収金を完納しない場合は財産差押え等の滞納処分を受けることがあります。

※附付書についてのお問い合わせは
檜原村 村民課税務係
電話 042-598-1011

楳原村役場	
指定金融機関	
秋川農業協同組合	
受取代理金融機関等	
りそな銀行	
埼玉りそな銀行	
みずほ銀行	
さくらほし銀行	
青梅信用金庫	
多摩信用金庫	
西武信用金庫	
東京都信用農業協同組合連合会	
及びその会員である農業協同組合	
関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局（納期限内に限る）	